

医療経済実態調査（医療機関等調査）の概況

－ 平成 13 年 6 月 実 施 －

中央社会保険医療協議会

平成 14 年 7 月

調 査 の 概 要

1. この調査は、病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する目的として、中央社会保険医療協議会が平成13年6月に実施したものである。
2. 結果表で集計された医療機関等数は、社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所、1ヶ月の処方せん平均取扱い枚数が300枚以上の保険薬局のうち病院1,736、一般診療所2,508、歯科診療所1,165、保険薬局2,250であり、これらの施設は、次の抽出率で層化無作為抽出した。

	抽 出 率
病 院	1 / 5
一 般 診 療 所	1 / 25
歯 科 診 療 所	1 / 50
保 険 薬 局	1 / 10

(注) 特定機能病院及び歯科大学病院については、別途、全ての施設を調査対象としている。

3. 調査施設数及び有効回答施設数等の状況は、次のとおりである。

(単位：件、%)

	調 査 施 設 数 ①	調 査 票 回 答 施 設 数 ②	回 答 率 ② / ①	有 効 回 答 施 設 数 ③	有 効 回 答 率 ③ / ②	有 効 回 答 施 設 数 の うち 介 護 保 険 事 業 の 実 施 施 設 数 ④	有 効 回 答 施 設 数 対 する 割 合 ④ / ③
病 院	1, 736	1, 143	65.8	1, 039	90.9	405	39.0
一 般 診 療 所	2, 508	1, 454	58.0	1, 248	85.8	146	11.7
歯 科 診 療 所	1, 165	776	66.6	692	89.2	17	2.5
保 険 薬 局	2, 250	1, 521	67.6	1, 331	87.5	128	9.6
特 定 機 能 病 院	82	78	95.1	76	97.4	2	2.6
歯 科 大 学 病 院	29	26	89.7	25	96.2	1	4.0

(注) 特定機能病院及び歯科大学病院については、別掲である。

4. 調査内容
調査内容については別紙のとおり

5. 留意事項

- (1) この調査における取扱い患者数、収支状況、給与費は平成13年6月1ヶ月間の数値であり、その他の項目は特に注記のある場合を除き平成13年6月30日現在の数値である。
- (2) 個人立の病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局においては、開設者の報酬に相当する部分は、「医業費用」の「給与費」には含まれていない。また、「総収支差額」については、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
- (3) 特定機能病院及び歯科大学病院は、従来とのデータとの比較のため、「一般病院全体」（歯科大学病院については「歯科診療所」）の集計には含めていない。

医療経済実態調査（医療機関等調査）の調査内容

1. 病院

I 医 業 収 入	1.入院収入	・入院医療にかかる収入（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自費診療）
	2.特別の療養環境収入	・特別室の特別料金徴収額
	3.外来収入	・外来患者の医療にかかる収入（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自費診療）
	4.その他の医業収入	・保健予防収入、医療相談収入、受託検査、文書料等の収入
II 医 業 費 用	1.給与費	・職員の給料、賞与（年間支給額の1/12）、退職給与引当金への繰入額（前年実績の1/12）、退職金（年間支給額の1/12）、法定福利費 (注)個人病院においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
	2.医薬品費	・調査月に費消した医薬品の購入額
	3.給食用材料費	・調査月に費消した患者給食のための食品の購入額
	4.診療材料費	・レントゲンフィルム、ギブス粉、ガーゼ等の費消額
	5.経費	・福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等
	6.委託費	・検査、患者給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
	7.減価償却費	・建物、建物附属設備、医療用機械備品、車両船舶等の減価償却費（前年実績の1/12） (注)国立病院は、会計処理上減価償却費を計上していない。
	8.その他の医業費用	・研究研修費等

III 医業収支差額（I - II）	
IV その他の医業関連収入	・受取利息・配当金（前年実績の1/12）、有価証券売却益 ・固定資産売却益等の特別利益（前年実績の1/12） ・補助金（前年実績の1/12）
V その他の医業関連費用	・支払利息（前年実績の1/12） ・有価証券売却損、貸倒損失 ・固定資産売却益等の特別損失（前年実績の1/12）
VI 総収支差額（III + IV - V） (注) 個人病院の総収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。	

(留意事項)

介護保険事業を実施している場合の収支を含む。

2. 一般診療所、歯科診療所

I 医業収入	1. 保険診療収入	・入院医療、外来患者の医療にかかる収入（医療保険、公費負担医療）
	2. 公害（労災）等その他の診療収入	・入院医療、外来患者の医療にかかる収入（公害医療、労災保険、自費診療）
	3. その他の医業収入	・保健予防収入、医療相談収入、受託検査、文書料等の収入 ・その他（受取利息、配当金、補助金等）
II 医業費用	1. 給与費	・職員の給料、賞与（年間支給額の1/12）、退職金（年間支給額の1/12）、法定福利費 (注) 個人の一般診療所及び歯科診療所においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
	2. 医薬品費	・調査月に費消した医薬品の購入額
	3. 材料費	・調査月に費消した診療（歯科）材料費、給食用材料費等の購入額
	4. 委託費	・検査、患者給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
	5. 減価償却費	・建物、建物附属設備、医療用機械備品、車両船舶等の減価償却費（前年実績の1/12）
	6. その他の医業費用	・経費（福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等） ・その他（支払利息、雑費等）
III 収支差額（I - II） (注) 個人の一般診療所及び歯科診療所の場合収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。		

(留意事項)

介護保険事業を実施している場合の収支を含む。

3. 保険薬局

I 収入	1. 保険調剤収入	・調剤にかかる収入（医療保険）
	2. 保険調剤以外の収入	・調剤にかかる収入（公費負担医療、公害医療、労災保険等） ・一般用医薬品、化粧品等の収入
II 費用	1. 給与費	・職員の給料、賞与（年間支給額の1/12）、退職金（年間支給額の1/12）、法定福利費 (注) 個人保険薬局においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
	2. 医薬品費等	・調査月に費消した医薬品の購入額
	3. 減価償却費	・建物、建物附属設備、医療用機械備品、車両船舶等の減価償却費（前年実績の1/12）
	4. 委託費	・医療事務等の委託費
	5. その他の経費	・経費（福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等） ・広告宣伝費 ・その他（支払利息、雑費等）
III 収支差額（I - II） (注) 個人の保険薬局の場合収支差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。		

(留意事項)

介護保険事業を実施している場合の収支を含む。